

小樽市環境基本計画

小樽市



はじめに

北海道の日本海側中央に位置する私たちのまち小樽市は、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々、清澄な河川などの恵まれた自然と、先人たちが築いてきた歴史や文化が織りなす独特な雰囲気、漂うまちなみとが調和した詩情あふれる港まちです。

まちの魅力ともなっている豊かな自然と今に受け継がれている歴史や文化は、かけがえのない貴重な財産であり、これらの環境を守り育み、将来の世代へと良好な形で継承していくことが私たちに課せられた責務であります。

21世紀は「環境の世紀」といわれていますが、今日の温暖化をはじめとする地球規模に及ぶ問題や近年表面化してきた大陸からのPM2.5の飛来、さらには東日本大震災後の放射性物質による汚染や電力需給への対応など多くの直面する環境問題に対して、私たちは一人一人が現在のライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した取組を行っていくことが重要となっています。

環境問題が多様化、深刻化する中、本市では、良好な環境の保全・創造に関する基本的事項を定めた「小樽市環境基本条例」を平成22年6月に制定し、その基本理念を具現化した各種環境施策を総合的かつ計画的に推進していくために、このたび「小樽市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の環境に関する取組の最も基本となる計画であり、将来の望ましい環境ビジョンを掲げ、だれもが自然と共生し安心して快適に暮らすことのできる持続発展可能な社会の実現を目指していくものです。施策の推進に当たっては、市民、事業者、市が一体となった協働によるパートナーシップ体制が不可欠となりますので、皆さんの御協力をいただきながら、次世代へとつながるより良い環境づくりに力を合わせて取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定段階において、アンケートなどで貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、熱心に御審議を賜りました環境審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。



平成27年4月

小樽市長 中松 義治

目 次

第 1 章

計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	6
3. 計画の位置付け	7
4. 計画の対象	8
5. 計画の期間	9
6. 計画の主体	9
7. 計画の構成	10

第 2 章

環境の現状と課題

1. 小樽市の概況	12
2. 自然環境	21
3. 生活環境	33
4. 廃棄物・資源循環	43
5. 社会環境	48
6. 地球環境	55
7. 環境学習・環境活動	62

第 3 章

計画の目指す方向性

1. 望ましい環境像	66
2. 計画の基本目標	68

第4章 計画の具体的取組

1. 施策の展開	70
2. 施策の体系	71

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制	92
2. 計画の進行管理	93

資料編

1. 小樽市環境基本条例	96
2. 計画策定の経過	100
3. 小樽市環境審議会	101
4. 小樽市環境基本計画策定推進会議	102
5. 市民意識調査結果	103
6. 環境基準	123
7. 用語解説集	133

〔用語解説〕

＊印のある用語～巻末資料編「7. 用語解説集」に説明を掲載

※印のある用語～ページの下欄と巻末資料編「7. 用語解説集」に説明を掲載